

敦賀市民文化センター  
個別施設計画

平成30年5月

敦賀市

## 【目次】

第1章	背景・目的	
1-1	背景	1
1-2	目的	1
1-3	計画の位置付け	1
1-4	計画期間	2
1-5	対象施設	2
第2章	敦賀市民文化センターとしてのあり方	
2-1	ホール施設としての設備機能の整備と充実	2
2-2	指定管理者制度の導入	2
第3章	敦賀市民文化センターの実態	
3-1	将来人口の現状と課題	2
3-2	建物施設の現状と課題	2
3-3	将来負担コストの現状と課題	3
第4章	敦賀市民文化センターの基本的な整備方針	
4-1	敦賀市民文化センターの配置及び施設規模等の方針	3
4-2	整備の基本的な方針	4
第5章	長寿命化（整備等）にかかる継続的運営方針	
5-1	情報基盤の整備と活用	5
5-2	推進体制等の整備方針	5
5-3	フォローアップ方針	5

## 第1章 背景・目的

### 1-1 背景

敦賀市民文化センターは、旧敦賀市役所跡地に昭和52年に建設された施設で、本格的な舞台・音響・照明設備を持つホール施設である。開館以来、本市の文化振興の中心的な施設として、オーケストラや演劇、コンサートなどの舞台芸術、映画上映、公演会、各種式典、結婚披露宴などさまざまな用途に活用される複合施設として機能してきた。その後、民間の映画館の開業や、プラザ萬象のオープンなどにより、近年では舞台芸術が中心的な用途となっている。このような利用目的の変化に対応するため、平成11年から12年にかけて施設の大規模改修を実施し、会議室を小ホールに変更するなどホール施設としての機能強化を図っている。また、避難所として指定されており、災害時の安全・安心を提供するという重要な役割も持ち合わせている。

本市では、平成23年度から、第6次敦賀市総合計画基本構想に定める「世界をつなぐ港まち みんなで拓く交流拠点都市 敦賀」の実現に取り組んできた。しかし、原子力発電所の長期運転停止に伴う地域経済の停滞や人口減少をはじめとした発展の阻害因子が生じ、この実現が危ぶまれる事態となった。このことから、極めて厳しい現状を直視し、難局を乗り越え、これまで先人が築き上げてきた敦賀の魅力と活力を取り戻すことを目指し、同総合計画の後期基本計画を「敦賀市再興プラン」として位置づけた。その体系の一つである「心豊かな人を育むまちづくり」では、市民の自主的な文化・芸術活動の発表の場や活動の拠点として活用し、市民の文化意識の醸成を図ることとしている。

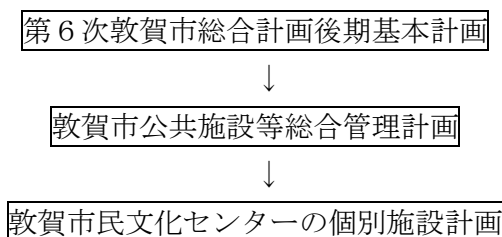
このような中、敦賀市民文化センターは、敦賀市公共施設等総合管理計画に基づき、既存建物の長寿命化を検討し、中長期的な維持管理等に係るコストの縮減及び予算の平準化を図りながら、文化施設としての機能を充実させることが必要である。

また、整備にあたっては、単に劣化した建物や設備を新築時の状態に戻すだけでなく、市民の文化活動の拠点施設として、その機能や性能の水準を引き上げ、安心で安全な施設として整備していくことが求められている。

### 1-2 目的

「敦賀市民文化センターの個別施設計画（以下、「本計画」という。）」は、上記の背景を踏まえて本施設の利活用面での質の改善も考慮しながら整備方針や優先順位を設定し、整備に要するコストの縮減と平準化を図ることを目的として策定する。

### 1-3 計画の位置付け



#### 1-4 計画期間

平成30年度から平成39年度までの10年間とする。ただし、社会情勢の変化等により見直し、敦賀市総合計画の策定期間には、内容を反映させるため改訂していくこととする。

#### 1-5 対象施設

敦賀市が保有する敦賀市民文化センターを対象とする。

施設名	敦賀市民文化センター
所在地	敦賀市桜町7番1号
建築年次	昭和52年
改修等年次（直近）	平成11年～平成12年
建物構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造（地下1階、地上4階）
延床面積	5,312 m <sup>2</sup>
敷地面積	3,996 m <sup>2</sup>
主要施設	大ホール、小ホール、和室、練習室、多目的室

## 第2章 敦賀市民文化センターとしてのあり方

### 2-1 ホール施設としての設備機能の整備と充実

本市唯一の本格的な舞台・音響・照明設備を持つ公共ホール施設、舞台芸術の活動拠点として、施設の充実と各種機器の維持管理保守点検の充実を図る。

### 2-2 指定管理者制度の導入

施設の利用促進、文化施設としての機能強化、市民の文化振興をさらに推進するため、平成31年度から指定管理者制度を導入する。

## 第3章 敦賀市民文化センターの実態

### 3-1 将来人口の現状と課題

全国的に、少子化の進行により人口減少が加速している。本市でも同様に、今後もその傾向が続くことが推測されることから、今後、施設数量が人口と比較して過多となることが考えられる。そのため、高齢者の増加などの人口構成の変化に合わせて、施設の質に視点を置いた公共サービスのあり方を検討する必要がある。

### 3-2 建物施設の現状と課題

敦賀市民文化センターは、平成11年から平成12年にかけて施設改修を実施しているが、それから18年が経過しており、建物や附属設備等の老朽化がさらに進行しており、今後は大規模な修繕が必要となってきた。

### 3-3 将来負担コストの現状と課題

市有建物施設の将来負担コストは、「敦賀市公共施設等総合管理計画」によると、公共施設をすべて保有し続け、現在と同規模の面積及び耐用年数で建て替えた場合の平成29年度（2017年度）から平成68年度（2056年度）までの40年間の公共施設の将来更新費は、総額1,638億円、平均41.0億円/年と予測される。

また、平成29年度（2017年度）から平成48年度（2036年度）までの20年間は、建替え時期が集中し、平均49.5億円/年の将来更新費が必要となり、単年度の費用が大きく不足する恐れがある。

市民文化センターにおいては、施設の長寿命化を検討する上で、優先順位をつけながら、計画的な改修・修繕を行い財政負担の軽減を図っていくことが必要となる。

## 第4章 敦賀市民文化センターの基本的な整備方針

### 4-1 敦賀市民文化センターの配置及び施設規模の方針

敦賀市民文化センターは中心市街地の敦賀港周辺エリアに立地している。周辺には小規模なホールを持つきらめきみなと館や赤レンガ倉庫、人道の港敦賀ムゼウムなどの集客・観光施設が立地している。

敦賀市民文化センターは、本市唯一の本格的な舞台・音響・照明設備を持つ公共ホール施設として、市民の舞台芸術を中心とした文化活動施設としての役割を有し、敦賀港周辺エリアの賑わい創出の一翼を担う点からも、今後も現在地において同様の施設規模を維持する必要がある。

#### 施設の位置図



図4-1 敦賀市民文化センターの位置図

## 4-2 整備の基本的な方針

敦賀市民文化センターは、本格的な舞台・音響・照明設備を持つ公共ホール施設として維持するために、施設の運営に影響が生じる前に優先度に基づく修繕や更新を実施する必要がある。また整備にあたっては、次世代の市民のために必要性を検討したうえで、施設の課題に対する整備方針を設定し、優先順位を付け計画的に施設の整備を進める。

(施設の主な課題)

- 開館から41年、平成12年の改修から18年が経過し、施設機能を維持するため大規模修繕が必要
- 建物や敷地等の安全確保
- 文化活動施設としての機能の維持

(改修・修繕を行うにあたっての優先順位)

- 来館者の安全・安心を確保するための修繕
- ホール施設としての機能維持にかかる修繕
- 来館者へのサービス向上にかかる修繕

### 今後の改修・修繕計画概要

平成30年度	直流電源整流器盤・蓄電池改修	16,273千円
	舞台吊物装置改修	69,574千円
	外壁等改修	54,043千円
	トイレ洋式化改修	10,157千円
	監視カメラ設備改修	10,566千円

### 4-2-1 施設の長寿命化の基本的な方針

敦賀市公共施設等総合管理計画の取組方針を踏まえ、これまでの対処療法型の修繕から予防保全型の修繕への移行を図る。

### 4-2-2 施設等の整備水準

一般的な施設の改修には、トイレ洋式化、屋上防水・外壁改修、空調設備の更新があり、本市の文化施設においても、これまで計画的な整備を進めてきた。今後は、これに加えて、時代とともに施設に要求される機能も見据えながら改修に努め、施設水準の向上を図る。

### 4-2-3 施設の維持管理

施設修繕の実施においては、施設状況の調査を通じて把握した内容に基づき、施設の維持管理を検討する。

また、電気工作物や消防用設備等の設備保守点検業務結果に基づき、劣化及び修繕箇所を把握し、適正な維持管理に努めていく。

## 第5章 長寿命化等（整備等）にかかる継続的運用方針

### 5-1 情報基盤の整備と活用

敦賀市施設マネジメント計画で作成している「施設カルテ」を活用して、施設の基本情報、建物の基本情報、コスト情報や利用情報を一元化していく。

### 5-2 推進体制等の整備方針

必要に応じて、敦賀市公共施設等総合管理計画を踏まえながら、全庁的な体制で対応を図っていく。

### 5-3 フォローアップ方針

本計画は、敦賀市民文化センターの施設整備の基本的な考え方を設定するものであり、第6次敦賀市総合計画後期基本計画において、整備年次や個別の事業費を精査していく。

また、施設の課題やその時代で求められる施設機能を検討し、敦賀市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、本計画の見直しを行うものとする。